

働く女性の母性健康管理

妊娠が分かったら

会社に規定がなくても、パートなどの方も、会社へ申し出ることができます。

妊婦健康診査等を必ず受けましょう

妊娠中は、普段より一層健康に気をつけなければなりません。
あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、できるだけ早く健康診査等を受けましょう。

健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。
(有給か無給かは会社の規定によります。)

健康診査の回数

- | | |
|----------------|--------|
| ● 妊娠23週まで | 4週間に1回 |
| ● 妊娠24週から35週まで | 2週間に1回 |
| ● 妊娠36週以降出産まで | 1週間に1回 |

※ 医師又は助産師（以下「医師等」といいます。）がこれと異なる指示をしたときはその指示に従って健康診査等を受けましょう。

（男女雇用機会均等法第12条）

男女雇用機会均等法では、事業主に健康診査等のために必要な時間の確保を義務づけています。

医師等の指導を受けたら

医師等から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなどの症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」（3～4ページ参照）に記入してもらい、会社へ提出しましょう。

（男女雇用機会均等法第13条）

男女雇用機会均等法では、事業主に、健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、必要な措置を講じることを義務づけています。

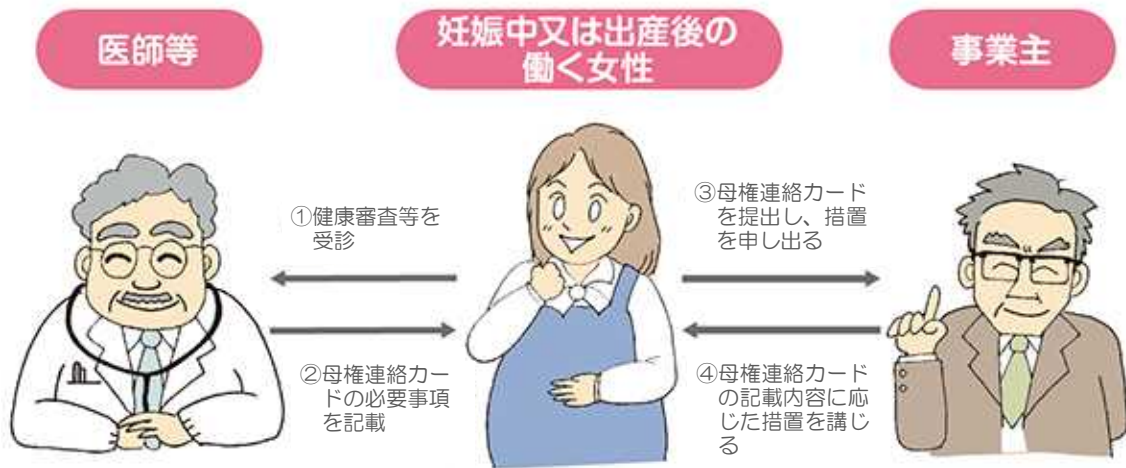


母性健康管理指導事項連絡カードの利用

医師等から受けた指導事項の内容を会社に的確に伝えることができるようにするため、「母性健康管理指導事項連絡カード（以下、「母健連絡カード」といいます。）」を利用しましょう。男女雇用機会均等法第13条に規定されている指針に基づき様式が決まっています。

母健連絡カードの利用方法

- ① 健康診査等を受診します。
 - ② 医師等から通勤緩和などの指導を受けた場合に、医師等に母健連絡カードに必要な事項を記入してもらいます。
 - ③ 女性従業員は母健連絡カードの「指導事項を守るための措置申請書」欄に必要な事項を記入した上で、事業主に提出し、必要な措置を申し出ます。
- ※ 女性従業員から母健連絡カードが提出された場合、事業主は母健連絡カードの記載内容に応じ、男女雇用機会均等法第13条に基づく適切な措置を講じる義務があります。



母健連絡カードの入手方法

- ① 3～4ページ記載の様式をコピーして使用できます。
- ② 厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>
- ③ ほとんどの母子健康手帳に様式が記載されているので、それをコピーして使用できます。

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主殿

医療機関等名

医師等氏名印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏 名 等

氏 名	妊 娠 週 数	週	分娩予定日	年	月	日
-----	---------	---	-------	---	---	---

2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症 状 等		指導項目	標準措置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業(入院加療)
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満		休業(自宅療養)
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)
切迫流産(妊娠22週未満)			休業(自宅療養又は入院加療)
切迫早産(妊娠22週以後)			休業(自宅療養又は入院加療)
妊娠浮腫	軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊娠蛋白尿	軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合)	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)

症 状 等			指導項目	標 準 措 置
妊 娠 中 に か か り や す い 病 気	静脈瘤 ^{りゅう}	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になったの休憩
	痔 ^じ	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	ぼうこうえん 膀胱炎	軽 症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
		重 症		休業（入院加療）
多胎妊娠（胎）				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日 ~ 月 日)	
2週間(月 日 ~ 月 日)	
4週間(月 日 ~ 月 日)	
その他()	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

[記入上の注意]

- 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。
- 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所 属

氏 名印

事 業 主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。